

介護保険における個人番号記入欄のある申請書の取り扱いについてのご案内

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成 28 年 1 月より、介護保険関係申請書類に個人番号(マイナンバー)欄を追加しました。原則、個人番号の記入が必要となりますが、未記入であっても従来どおり受理します。
(記入いただかない場合、確認書類の添付は不要です。)

1 窓口の申請で個人番号を記入いただいた場合

本案内の裏面に記載の 1 個人番号確認書類及び 2 身元確認書類の提示が必要となります。

(1) 本人申請

申請者の個人番号確認書類と身元確認書類の提示が必要です。

(2) 代理人申請(成年後見人等の法定代理人や委任状等をお持ちの任意代理人の方)

申請者の個人番号確認書類の写しと、委任状もしくは申請者の被保険者証及び代理の方の身元確認書類の提示が必要です。

(3) 代行申請(ケアマネジャー等、申請書の提出のための使者)

個人番号が使者に見えないよう、申請書及び個人番号確認書類の写し、身元確認書類の写しを封筒に入れて提出する等の措置が必要です。

2 郵送による申請で個人番号を記入いただいた場合

申請者の個人番号確認書類と身元確認書類は、すべて写しを同封してください。

注1) 同封された確認書類の写しは介護保険課で廃棄いたします。

注2) 確認書類が不足の場合は、追加送付いただくことになります。

注3) 郵送申請の際は簡易書留のご利用をお勧めいたします。

3 個人番号が未記入の場合

申請者から個人番号の提供を受けていないことから、従来どおり受理します。

注4) 個人番号は介護保険課で確認し、法令で定める範囲内で使用します。

◆お問い合わせ 介護保険課(区役所2階 201番)

主な手続き内容	係 名	電話番号(直通)
高額介護サービス費、高額介護合算サービス費、介護保険施設での負担額軽減、ケアプランなどの申請・届け出	管 理 係	5654-8246
認定申請(新規、更新、変更)など	調 査 係	5654-8248
資格取得、喪失、変更、保険証の再発行などの申請・届出	資格収納係	5654-8249

介護保険課において申請の際に必要な確認書類（個人番号記載時のみ）

1 個人番号確認書類

○通知カード	○個人番号カード
注) 番号が不明の場合は、法令の定める範囲内で使用するため、介護保険課において確認します。	

2 身元確認書類（代表例）

身元確認書類 1 点で良いもの（郵送の場合はコピーを添付）

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のものに限る）
- 旅券（パスポート）
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳（愛の手帳）
- 在留カード
- 特別永住証明書
- 住基カード（Bパターン、顔写真ありバージョンに限る）
- 戦傷病者手帳
- 官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書又は身分証明書（写真付）

身元確認書類2点が必要なもの（郵送の場合はコピーを添付）

- 各種健康保険資格情報の確認資料（コピーの場合は保険者番号及び記号・番号をマスキングしてください）
- 年金手帳（国民年金手帳）
- 各種年金証書
- 税金等の納付書
- 公共料金の領収書（領収日から3か月以内）
- 領収書（領収日から3か月以内）
- 敬老手帳（地方公共団体発行のもの）
- 生活保護受給者証
- 国又は地方公共団体が発行した受給者証、医療証、医療券
- 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- 国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書で顔写真がないもの
- 弁護士等の資格証（補助者証）で写真付きのもの
- 官公署又は公的機関が送付、発行した氏名、生年月日又は住所が記載されている書類など